

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ユビキタス

(E05719)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	13
(4) 【ライツプランの内容】	13
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	13
(6) 【大株主の状況】	13
(7) 【議決権の状況】	13
① 【発行済株式】	14
② 【自己株式等】	14
2 【株価の推移】	14
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
(1) 【四半期貸借対照表】	16
(2) 【四半期損益計算書】	18
【第2四半期累計期間】	18
【第2四半期会計期間】	19

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	20
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	21
【簡便な会計処理】	21
【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	21
【注記事項】	21
【セグメント情報】	23
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社ユビキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 家高 朋之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト
【電話番号】	03－5908－3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト
【電話番号】	03－5908－3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第2四半期 累計期間	第10期 第2四半期 累計期間	第9期 第2四半期 会計期間	第10期 第2四半期 会計期間	第9期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高（千円）	535,257	609,799	336,443	411,580	1,159,633
経常利益（千円）	242,666	266,489	195,272	234,644	470,888
四半期（当期）純利益（千円）	54,277	155,453	26,448	138,631	183,547
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	511,000	539,150	524,675
発行済株式総数（株）	—	—	83,630	85,570	84,600
純資産額（千円）	—	—	1,666,030	1,973,792	1,787,193
総資産額（千円）	—	—	1,876,664	2,165,649	2,074,677
1株当たり純資産額（円）	—	—	19,890.79	23,229.73	21,294.92
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	649.18	1,840.50	316.25	1,638.04	2,195.18
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	638.96	1,750.67	311.40	1,564.68	2,128.14
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	88.6	90.8	85.9
営業活動によるキャッシュ・フロ ー（千円）	227,381	31,453	—	—	469,525
投資活動によるキャッシュ・フロ ー（千円）	△329,090	606,861	—	—	△430,000
財務活動によるキャッシュ・フロ ー（千円）	△48,740	28,834	—	—	△60,074
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	288,375	1,085,430	418,280
従業員数（人）	—	—	31	37	34

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	37
---------	----

（注）従業員数は、就業人員です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社は、組込みソフトウェア事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、当社の販売形態別に記載しております。

(1) 生産実績

当第2四半期会計期間の生産実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェア受託開発 (千円)	64,772	424.4

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため記載しておりません。

(2) 受注状況

当第2四半期会計期間の受注状況を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェア受託開発	34,400	145.8	33,850	217.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェア使用許諾 (千円)	322,392	106.9
サポート (千円)	17,137	64.1
ソフトウェア受託開発 (千円)	72,050	900.6
合計 (千円)	411,580	122.3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
任天堂株式会社	232,161	69.0	231,522	56.3

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間は、ネットワーク分野におけるロイヤルティ収入が好調であったほか、ゲーム分野においても堅調に推移し、売上高においては合計411,580千円（前年同四半期比22.3%増）を計上しました。通期業績予想に対しては、売上高で50.4%、純利益で64.8%の達成率となり、当初の見込みを上回るペースで進捗しております。また、形態別の内訳では、ソフトウェア使用許諾売上高322,392千円、サポート売上高17,137千円、及びソフトウェア受託開発売上高72,050千円となりました。

分野別の業績については、以下のとおりです。

ネットワーク関連においては、2010年8月末時点で「Ubiquitous Network Framework」の累計出荷ライセンス数が全世界で2億本を達成しました。ネットワーク関連のうちゲーム分野においては、ニンテンドーDS向けWi-Fi対応ゲームの人気タイトルの発売もあり、売上高は堅調に推移しました。ネットワーク分野においては、国内大手電機メーカーのレコーダーに搭載された「Ubiquitous Network Framework」、国内大手電機メーカーが本年5月に発売したテレビに搭載された「Ubiquitous DTCP-IP」が好調に量産ロイヤルティを獲得し売上を計上しております。また、放送事業者向けの放送機器関連での受託開発も売上に寄与しました。

データベース関連では、当初の予想よりも進捗に遅れが見えるものの、「Ubiquitous DeviceSQL」がデジタルカメラを中心に量産ロイヤルティを獲得し、売上を計上しました。潜在顧客向けの技術セミナーも継続開催し、採用拡大に向け営業活動に注力しております。

また、本年5月より販売を開始したバージョン4.3のさらなる機能強化の開発も順調に進捗しており、年内にメジャー・バージョンアップを予定しております。

高速起動関連では、引き続き高い関心を頂き、国内外企業から「Ubiquitous QuickBoot」への引き合いも好調で、数社との間で大・中規模案件の評価実装を継続中です。また、5月に発表した株式会社アットマークテクノとの協業計画については、当初今秋の発売を目指して取り組んで参りましたが、当面は内外メーカーからの引合い対応を優先とし、同社とは、マーケティング活動などを含めた協業体制を引き続き継続して参ります。今年度中の製品採用に向けて、社内対応体制の整備を行いながら、営業活動を継続しております。なお、当初の計画通り、本分野の本格的な収益への寄与は次会計年度以降を予定しております。

営業費用面では、役員及び従業員等の人件費として117,340円（前年同四半期比21.4%増）を計上し、また、不動産賃借料等の経費として97,768千円（同39.4%増）を計上いたしました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は22,700千円（同18.0%増）です。

以上の結果、営業利益234,082千円（同20.8%増）、経常利益234,644千円（同20.2%増）、四半期純利益は138,631千円（同424.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末より90,972千円増加して2,165,649千円となりました。満期までの期間が一年未満となった長期預金300,000千円の固定資産から流動資産への振り替え、売上債権の回収等により現金及び預金が367,149千円増加したこと、及び売上の増加に伴う売掛金の増加等により、流動資産は前事業年度末より431,911千円増加し1,849,450千円となりました。固定資産は340,939千円減少して316,199千円となりました。

一方、負債は、前事業年度末より95,627千円減少して191,857千円となりました。

流動負債は、未払金41,659千円や未払法人税等53,737千円の減少等により、前事業年度末より103,862千円減少し、183,621千円となりました。固定負債は資産除去債務の計上により8,235千円増加して8,235千円となりました。

また、純資産は、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金が前事業年度末よりそれぞれ14,475千円増加して、資本金539,150千円及び資本準備金509,150千円となりました。利益剰余金は、四半期純利益155,453千

円の計上により956,190千円となりました。以上により、純資産は前事業年度末より186,599千円増加して1,973,792千円となり、自己資本比率は、前事業年度末の85.9%から90.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ667,149千円増加し、1,085,430千円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、77,785千円（前年同四半期累計期間比21.2%減）となりました。これは主に、税引前四半期純利益234,644千円、非現金支出費用21,420千円によるものです。一方、支出の主な内訳は、売上債権の増加額198,019千円及び前受金の減少額14,454千円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、27,903千円（同91.2%減）となりました。これは、販売用ソフトウェア等の取得による無形固定資産の取得27,903千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、48千円（同99.5%減）となりました。これは、配当金の支払48千円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、特にありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発活動の金額は、22,700千円です。なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	312,000
計	312,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成22年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成22年11月12日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	85,570	85,610	大阪証券取引所 JASDAQ （スタンダード）	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	85,570	85,610	—	—

（注）第2四半期会計期間末現在の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所NEOです。

なお、大阪証券取引所NEOは、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）です。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	590
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社に新株予約権を継承することができる。
- ① 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数
完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。
 - ② 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額
次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。
承継後払込価額＝承継前払込価額×（1÷当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率）
 - ③ 承継する新株予約権の行使期間
当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。
 - ④ 承継する新株予約権の行使の条件及び消却
当初条件どおりとする。
3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成18年6月30日開催の定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	299
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,990
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	580
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。
- ② 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。
- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	694
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	694
新株予約権の行使時の払込金額(円)	39,613
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 39,613 資本組入額 19,807
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。
 - ア. 本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
 - イ. 本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。
 - ウ. 本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。
 - エ. 本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。
2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「完全親会社」という。)の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。

- ① 交付する完全親会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
完全親会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
上記新株予約権の目的である株式の数に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(承継後行使価額)
$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \div \text{割当比率}$$
- ⑤ 新株予約権の行使期間
株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 権利行使の条件及び取得条項
当初条件に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	85,570	—	539,150	—	509,150

(注) 平成22年10月1日から平成22年11月12日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が40株、資本金及び資本準備金がそれぞれ700千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
末松 亜斗夢	東京都千代田区	14,665	17.14
鈴木 仁志	東京都世田谷区	14,665	17.14
川内 雅彦	東京都多摩市	3,000	3.51
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,787	2.09
ユビキタス従業員持株会	東京都新宿区西新宿1-23-7	1,603	1.87
黒田 賢	東京都杉並区	1,550	1.81
長谷川 和宏	神奈川県川崎市多摩区	1,006	1.18
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UK	943	1.10
株式会社ユビキタス	東京都新宿区西新宿1-23-7	938	1.10
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	814	0.95
計	—	40,971	47.88

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 938	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 84,632	84,632	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	85,570	—	—
総株主の議決権	—	84,632	—

②【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
株式会社ユビキタス	東京都新宿区西新宿 一丁目23番7号	938	—	938	1.10
計	—	938	—	938	1.10

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最 高（円）	394,000	357,000	280,900	225,000	185,100	194,900
最 低（円）	233,700	174,300	180,000	170,100	124,800	152,300

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所N E Oにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,385,430	1,018,280
売掛金	424,490	345,420
仕掛品	11,329	—
前払費用	14,488	26,752
繰延税金資産	10,615	20,737
その他	3,096	6,348
流動資産合計	1,849,450	1,417,539
固定資産		
有形固定資産		
建物	32,435	24,242
減価償却累計額	△2,529	△502
建物（純額）	29,905	23,739
工具、器具及び備品	33,001	32,464
減価償却累計額	△18,714	△15,882
工具、器具及び備品（純額）	14,286	16,582
有形固定資産合計	44,191	40,321
無形固定資産		
ソフトウェア	118,701	98,124
ソフトウェア仮勘定	24,282	27,547
商標権	2,576	2,755
無形固定資産合計	145,559	128,427
投資その他の資産		
長期預金	—	300,000
差入保証金	35,602	98,407
繰延税金資産	90,845	89,981
投資その他の資産合計	126,448	488,389
固定資産合計	316,199	657,138
資産合計	2,165,649	2,074,677

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,442	6,390
未払金	12,262	53,922
未払費用	12,256	12,480
未払法人税等	104,244	157,982
未払消費税等	13,184	20,138
前受金	17,713	30,153
未払配当金	2,210	2,325
預り金	4,305	4,091
流動負債合計	183,621	287,484
固定負債		
資産除去債務	8,235	—
固定負債合計	8,235	—
負債合計	191,857	287,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	539,150	524,675
資本剰余金	509,150	494,675
利益剰余金	956,190	800,737
自己株式	△38,511	△38,511
株主資本合計	1,965,979	1,781,576
新株予約権	7,813	5,617
純資産合計	1,973,792	1,787,193
負債純資産合計	2,165,649	2,074,677

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	461,441	506,380
サポート売上高	51,816	31,369
ソフトウェア受託開発売上高	22,000	72,050
売上高合計	535,257	609,799
売上原価	87,993	106,665
売上総利益	447,264	503,134
販売費及び一般管理費		
役員報酬	32,700	37,000
給料及び手当	49,133	62,402
賞与引当金繰入額	570	—
法定福利費	5,449	6,719
減価償却費	2,070	2,552
不動産賃借料	16,274	7,580
支払手数料	38,400	39,675
消耗品費	1,835	1,576
研究開発費	43,924	49,895
その他	19,033	31,432
販売費及び一般管理費合計	209,390	238,834
営業利益	237,873	264,300
営業外収益		
受取利息	2,435	463
雑収入	2,425	1,826
営業外収益合計	4,860	2,290
営業外費用		
為替差損	67	100
営業外費用合計	67	100
経常利益	242,666	266,489
特別損失		
投資有価証券評価損	126,958	—
本社移転損失引当金繰入額	23,276	—
特別損失合計	150,235	—
税引前四半期純利益	92,430	266,489
法人税、住民税及び事業税	108,147	101,777
法人税等調整額	△69,994	9,258
法人税等合計	38,153	111,036
四半期純利益	54,277	155,453

	前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	301,715	322,392
サポート売上高	26,728	17,137
ソフトウェア受託開発売上高	8,000	72,050
売上高合計	336,443	411,580
売上原価	46,393	72,576
売上総利益	290,050	339,003
販売費及び一般管理費		
役員報酬	16,350	17,450
給料及び手当	24,519	30,601
賞与引当金繰入額	300	△350
法定福利費	2,791	3,367
減価償却費	993	1,250
不動産賃借料	8,037	3,694
支払手数料	16,081	17,779
消耗品費	777	710
研究開発費	19,229	22,700
その他	7,215	7,718
販売費及び一般管理費合計	96,297	104,921
営業利益	193,752	234,082
営業外収益		
受取利息	1,238	202
雑収入	380	405
営業外収益合計	1,619	608
営業外費用		
為替差損	99	46
営業外費用合計	99	46
経常利益	195,272	234,644
特別損失		
投資有価証券評価損	126,958	—
本社移転損失引当金繰入額	23,276	—
特別損失合計	150,235	—
税引前四半期純利益	45,036	234,644
法人税、住民税及び事業税	88,509	100,726
法人税等調整額	△69,921	△4,713
法人税等合計	18,588	96,012
四半期純利益	26,448	138,631

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	92,430	266,489
減価償却費	30,790	43,134
株式報酬費用	2,563	2,196
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,000	—
本社移転損失引当金の増減額 (△は減少)	23,276	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	126,958	—
受取利息及び受取配当金	△2,435	△463
売上債権の増減額 (△は増加)	△35,735	△79,070
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,658	△11,329
営業債務の増減額 (△は減少)	—	11,052
未払金の増減額 (△は減少)	△2,399	△41,659
未払費用の増減額 (△は減少)	△574	△223
未払消費税等の増減額 (△は減少)	11,674	△6,953
前受金の増減額 (△は減少)	△9,938	△12,440
預り金の増減額 (△は減少)	119	214
その他	△3,875	11,223
小計	231,199	182,171
利息及び配当金の受取額	2,393	2,954
法人税等の支払額	△6,211	△153,671
営業活動によるキャッシュ・フロー	227,381	31,453
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△644	△536
無形固定資産の取得による支出	△28,445	△55,407
長期預金の預入れによる支出	△300,000	—
定期預金の払戻による収入	—	600,000
差入保証金の回収による収入	—	62,804
投資活動によるキャッシュ・フロー	△329,090	606,861
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	3,250	28,950
配当金の支払額	△51,990	△115
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48,740	28,834
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△150,449	667,149
現金及び現金同等物の期首残高	438,825	418,280
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 288,375	※ 1,085,430

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は、それぞれ554千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は8,193千円です。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)												
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (千円) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>888,375</td></tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△600,000</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>288,375</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	888,375	預入期間が3か月を超える定期預金	△600,000	現金及び現金同等物	288,375	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (千円) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>1,385,430</td></tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△300,000</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>1,085,430</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	1,385,430	預入期間が3か月を超える定期預金	△300,000	現金及び現金同等物	1,085,430
現金及び預金勘定	888,375												
預入期間が3か月を超える定期預金	△600,000												
現金及び現金同等物	288,375												
現金及び預金勘定	1,385,430												
預入期間が3か月を超える定期預金	△300,000												
現金及び現金同等物	1,085,430												

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 85,570株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 938株
3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期会計期間末残高 7,813千円
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

ストック・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	10千円
販売費及び一般管理費	581千円

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）及び当第2四半期会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、組込みソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 23,229.73 円	1株当たり純資産額 21,294.92 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 649.18 円	1株当たり四半期純利益金額 1,840.50 円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 638.96 円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 1,750.67 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（千円）	54,277	155,453
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益（千円）	54,277	155,453
期中平均株式数（株）	83,609	84,462
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	1,338	4,334
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 316.25 円	1株当たり四半期純利益金額 1,638.04 円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 311.40 円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 1,564.68 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	26,448	138,631
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	26,448	138,631
期中平均株式数(株)	83,630	84,632
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,304	3,968
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月8日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。